

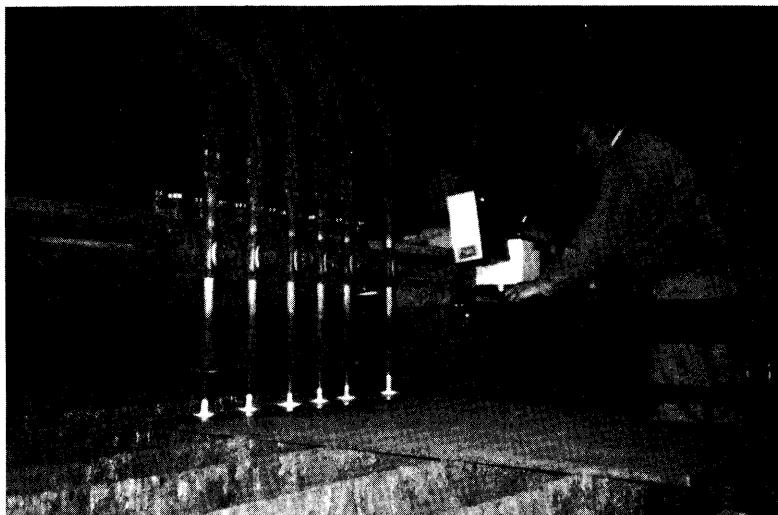
関西労災職業病 11月号 (通巻第180号)

関西労働者安全センター 1989.11.10 発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎ 06・538・0148 [〒550] 郵便振替口座 大阪6-315742

100円



◆目次◆

●健康診断に関するアンケート調査結果まとまる	2
●労基法労災保険法全面改悪阻止闘争	7
●和歌山ベンジン労災訴訟大阪高裁判決	8
藤原慎一郎(和歌山県労働安全センター)	
●前線から(ニュース)	11
●がんばっています④	14
全港湾大阪支部御船分会	
●〈学習のページ〉こころの話⑥	17

健康診断アンケート調査

結果まとまる

取り組みたい健診内容、結果の活用等の改善

今年十月一日から安全衛生規則等が改訂され、一般健康診断、特殊健康診断の内容が大幅に変更になったことは、すでに機関誌で報告した。

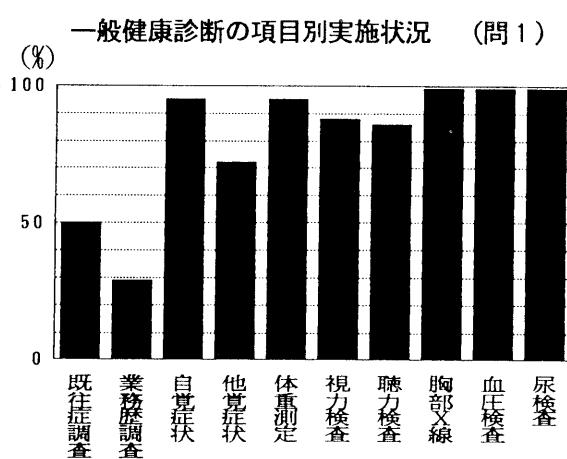
施状況、対策の実態を回答してもらつた。

低い『業務歴・自覚症状の確認』

南大阪地区評と安全センターは、この変更を契機に、六月から労働組合を対象に職場での健康診断の実施状況のアンケートを行つた。このアンケートには途中から東南地区評も参加し、回答総数は一六七にのぼつた。以下、分析を交えながらアンケート結果を報告する。

まずアンケートの内容であるが、一般健康診断、特殊（職業病）健康診断、成人病健康診断の三つに大別し、それについて健診項目や実

今回の改正によって一般健診に追

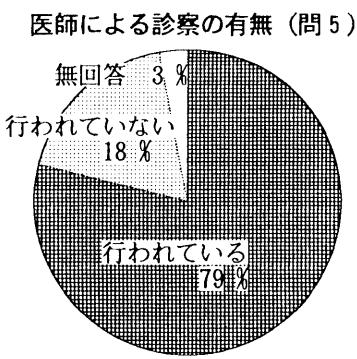


加されることとなつた①貧血検査②肝機能検査③血中脂質検査④心電図⑤オージオメーターによる聴力検査の各実施率について質問を行つた。

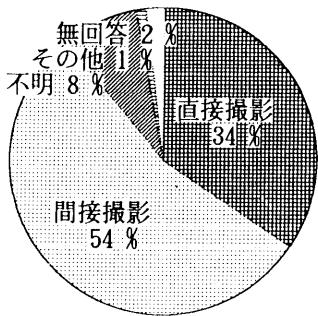
肝機能検査は五〇%近くの労働組合から実施しているとの回答があつたが、全体の実施率は三割程度である。この点は、今回の法定健康診断の改訂によって大きく変わることが予想できる。

「医師の診察」内容の充実を

次いで医師の診察の有無について。医師の診察が実施されている労働組合は全体の八〇%近くに達している。実施されていない労働組合は自治労が中心である。この数字を見るかぎり、かなり高率で医師の診察が実施



胸部X線撮影の方法（問4）



されていると言える。ただ、医師の診察といつても、いわゆる「三分健診」と言われるような形式的に済まる場合が大半ではないかと思われる。実効ある診察にしようとするなら、信頼できる医師の選択や事前の医師との打合せも必要になってくるだろう。

まだまだ少ないX線『直接撮影』

胸部X線撮影についてであるが、いま主流は被ばく量の多い間接撮影（五四%）で、直接撮影は三割強にとどまっている。技術向上によつ

て被ばく量の少ない間接撮影の装置も開発されているようだが、「被ばく量は可能な限り小さく」を原則に直接撮影に切り換えていく必要がある。

健診の実施機関であるが、産業医のもとで実施しているのは一〇%で、健保組合の指定医や専門の健診機関、かかりつけの医院などに分散しているという結果であった。

特殊健診「全て実施」は三割強にとどまる

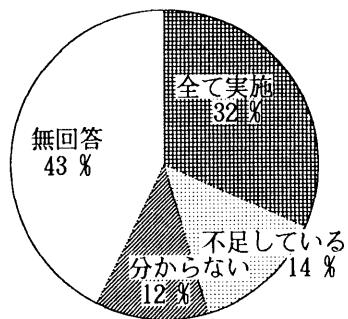
特殊健康診断を実施している会社の数は回答数一六七のうち九四で、五六%。今回の調査では必要な職場で必要な特殊健診が行われているかどうかは分からないため、この五六%という数字が高いか低いかは即座に判断できないが、つきの数字によつてある程度判断ができるのではないだろうか。

「必要な特殊健康診断がすべて実

施されているか」という設問に対し
て、「実施されている」と回答した
のは五三労組（三三%）、「不足し
ている」と回答したのは二三労組で
あった。一番多かったのは無回答
(四三%) であった。

これらの数字は、まだまだ特殊健
診は十分に行われてはいないし、さら
には各職場で特殊健診が必要かどうか
か十分検討されていないという実態
を反映しているのではないだろうか。

必要な特殊健診は
全て実施されているか（問12）



高い成人病健診実施率 ガン健診の充実が今後の課題

健診結果は全員返却を。
多い「やりっぱなし健診」

おしなべて成人病健診の実施率は
婦人科をのぞき、ほぼ四〇%台であ
る。数字を見る限り関心は高いと
言える。特に胃の検査は、ほぼ半数
の労組が実施している。費用の点は、
「本人負担あり」は三三%で、五〇
%近くは会社負担か健保組合の事業
として実施されている。

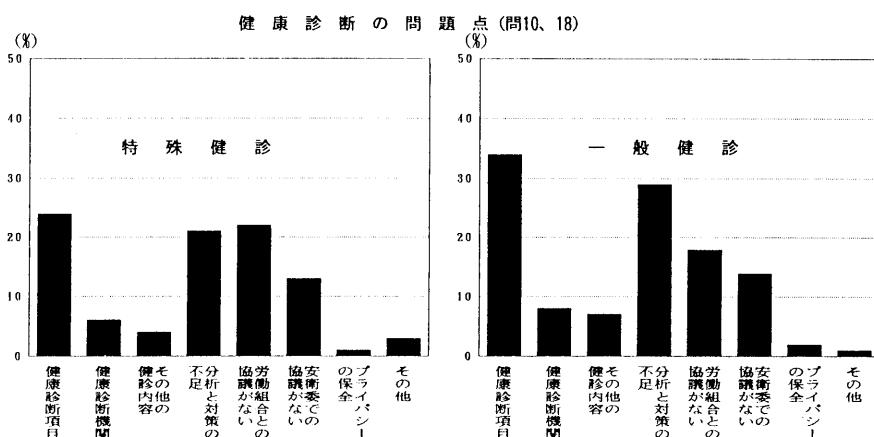
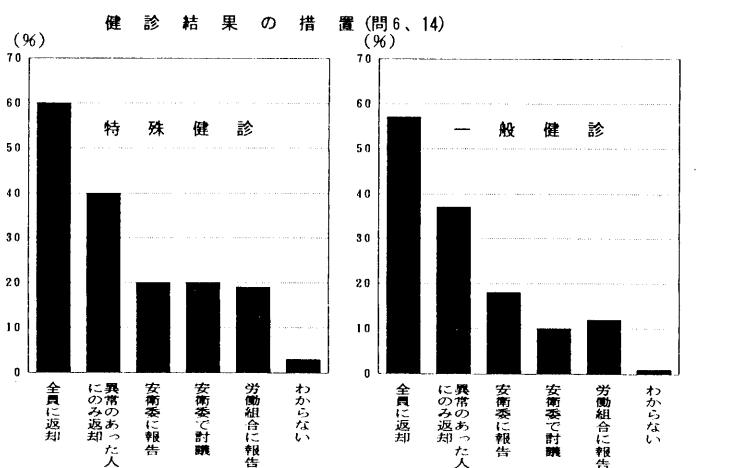
今回の改訂によって一般健診の中
にいわゆる成人病健診の検査項目が
加えられたが、ガン健診が含まれて
いない。近年大腸ガンが増加してい
るという話も聞くが、ガン予防をい
かに成人病健診の枠の中に組み込ん
でいくかが今後の重要な課題である。

ついで「安全衛生委員会に報告さ
れる」と回答したのは一般健診、特
殊健診ではそれぞれ一八%、一七%
であった。成人病健診ではさらに下
がり八%。「安全衛生委員会で討議
される」と回答したのは、一〇%、
一七%、五%であった。同様に「労
働組合に報告が行われる」と回答し
たのは、一二%、一七%、九%しか

一般健診の場合、結果が「全員に
返却される」と回答したのは六〇%
程度しかなく、「異常のあった人の
みに返却される」と回答したのは一
般健診三七%、特殊健診四〇%、成
人病健診一四%であった。健康診断
を受けた以上労働者には自身の健康
状態について知る権利がある。「異
常者のみ返却」はこの権利を侵すも
のである。

ついで「安全衛生委員会に報告さ
れる」と回答したのは一般健診、特
殊健診ではそれぞれ一八%、一七%
であった。成人病健診ではさらに下
がり八%。「安全衛生委員会で討議
される」と回答したのは、一〇%、
一七%、五%であった。同様に「労
働組合に報告が行われる」と回答し
たのは、一二%、一七%、九%しか

なかつた。こうした数値からも健診がやりつ放しになつてゐる実態がうかがえる。



多くの労組問題を指摘
対策不足・健診項目の不足など
こうした取り組みの遅れはそのまま健診の現状の問題点として指摘さ

れている。各労組が指摘するのは検査項目の不足と分析・対策の不足である。一般健診では、「健診項目の不足」(二九%)、「労組との協議なし」(一八%)であった。特殊健診でもこの三つが主要な問題点として挙がっている。

労組主導の健診によつて 現状を克服しよう

こうした問題を克服するためには労組が主導して一般、特殊、成人病の三つの健康診断の計画を立案しなければならない。事前の調査活動や労組内の学習会、民主的な医療機関との連携など準備を重ねながら、作業環境改善や以降の健康管理に具体的に結びつく総合的な健診計画が必要とされているのである。

労働省「中間報告」温存で部分改悪へ 労災保険基本懇

労基研「中間報告」による労基法

と労災保険法の全面抜本改悪は棚上げという成果をかち取ることができたが、労災保険審議会の全メンバーで構成する労災保険基本問題懇談会が開かれ、労災保険法改正についての検討が続いている。

十一月十日の基本懇では、公益委員会議の「労災保険制度改善の検討項目の整理（案）」と「労災保険制度改善の主要な検討項目についての改善（素案）」が提出されている。これは、前回出された検討項目をさらに整理したものが、そのなかで基本的な考え方として「制度の基本的枠組みに係る基本的なあり方等の問題については、なお多角的な検討が必要であるので今回は見送ること」とし、引き続き検討することとするとしている。つまり「中間報告」は

今回見送るが、将来の実現を期すということである。

その上で、今回行いたいと考えている「部分改正」の内容について明らかにしている。ここでは、その中で特に問題になる部分をいくつかあげておく。

まず、障害等級一、二級の年金額を、三級の年金額に介護の必要度に応じた区分によって定められる一定額を加算した額とするという提案。

例として上げているのは一類から三類に分けてランク付けをするというやり方だが、じん肺や脊損の被災者の年金額引き下げの材料になりそうだ。

その他にも、未手続き事業場に対する費用徴収基準の見直しと適性実施、現行の使用者の意見申出制度の周知等による活用など改悪提案部分が多い。

今後、基本懇ではこれらの点につ

いて検討がされていくが、法案化し国会に上程されるかどうかについて

は、総選挙の動向も含め微妙なところと言つてよい。

案。この一定期間とは、「中間報告」で出された一年半のことと指してい

ると思われ、打ち切りのための環境作りの側面が大いにあると言つてよいだろう。

さらに、民事賠償との調整については、現行法の規定を前提としつつも、損害賠償の支払われた事案の把握を徹底するとともに、支給停止期間の最高限度を見直すという提案。

具体的な内容は全く不明だが、完全調整の実現を目指した使用者側の意図に沿つたものといえる。

和歌山ベンジン労災訴訟

大阪高裁判決

原告　ふたたび勝訴！

発病時が労災法施行後なら救済するのが立法趣旨

和歌山県労働安全センター・和歌山地区労

藤原慎一郎

「本件控訴を棄却する」。十月十九日午後一時、大阪高裁一〇〇八号法廷に日野原裁判長の福音が響く。満席の傍聴席から、一斉に拍手がわきあがつた。

和歌山地裁につづく高裁での勝利の判決である。

地裁で四年、高裁で三年。ベンジン被害の労災保険給付を国に要求する行政訴訟は、原告団の主張を全面的に取り入れる判決を行つた。

「ベンジン労災裁判」と呼ばれるこの裁判にいたる経過は次のとおりである。

監督署

「労災法施行前」と不支給処分

戦前、ベンジンという発ガン性の極めて高い物質の生産現場にいた労働者が、そのことが原因でガンとなり死亡したことを知った被災者、遺族七人が、一九七六年四月、和歌

山労働基準監督署に対し労災補償を請求した。ところが監督署は、「業務に従事した期間が労災保険法の施行前のため適用できない」と却下。さらに、再審査請求を労災保険審議会に求めたが、「請求人の主張は心情的に十分理解できる」としながらも、同じ理由で却下したのである。

職業上の理由によつて発病したということ自体、ひじょうに不運なことであるのに、その病気が職業病であることを知つた被災者と遺族が労災補償請求したら、「法施行前」を理由に救済の手をさしのべないのは職業病の実態からかけ離れた話であり、暴論である。

許されぬ！行政のサボ、被災者無視

ベンジンは、スイスでは半世紀も前に製造を中止し、ドイツ、イギリスでは日本よりもいち早く、製造を中止したほどの、危険性が世界的

に確認されている物質である。とこ

ろが日本では、その危険性を早くか

ら察知していたにもかかわらず、使

用者の配慮に待つ程度の安全対策の

みで、死地にうごめく多くの労働者

を国は傍観してきた。

一九七〇年、化成品工業協会のベ
ンジン被災実態の極秘資料が朝日
新聞によって暴露され、大きな社会
的問題となり、あわててその製造を
中止したのである。

患者の発生防止と救済に積極的な
姿勢をとつてこなかつた行政が、職
業病であることを知った患者や遺族
に對して、「法施行前」などという
言葉で門前払いを行うことは許され
るものではない。

ベンジンに対する行政の対応、
決定にガマンならない被災者と遺族
は、国を相手どつて一九八二年六月
和歌山地裁に対し次の主張でもつて
争つた。

新法適用は当然と 行政通達も認めている

一、このガン自体が人間が造り出し
た化学物質が引き起こしたというこ
と。ベンジンの発ガン性が疑われ、
さらにその高度の発ガン性が実証さ
れた後にいたるも、労働者の身体に
対する有害性は企業秘密とされ、企
業の経済的利益追求のため製造・販
売が続けられ、被害が拡大した。

二、労災保険法五七条（経過規定）
は、この法律施行前に発生した事故
に対する保険給付はなお旧法の例に
よると定めている。つまり旧法（工
場法、労働者災害扶助法）を適用す
るか、新しくできた労災保険法を適
用するかは、補償を要する事故（負
傷、疾病、死亡）の発生日によつて
決することとされている。原因が旧
法下にあつても、事故の発生が労災
保険法施行後なのであるから、当然
新法が適用されるべきである。

三、一九四八年一月十三日付基災発
第五号の通達は、工場従業員に發生
した腸チフスの補償に關し、それが
業務上發生したものであれば、一九
四七年九月一日（新法施行日）を基
準として、前日までの発病ならば旧
法、同日以降の発病ならば新法を適
用すべきものと定めている。

四八年十月十四日、基發第五〇九号
は労基法施行前の勤務日数について
は勿論、召集により兵役に從事して
いたため、勤続年数に算入されるべ
き場合も含めて、年休日数算定の基
礎とすることを指示している。

このように労基法や労働法が、新
憲法の保障する人間らしい生活を當
むため、労働条件や生活保障の制度
を具体化するために生まれてきたも
のであることを考へる時、新法下に
おいて、現に労働者が補償を要する
状態に陥つてゐるのを見過ごす趣旨
とは到底考へられない、と主張した

のである。

これに対し国の反論は次の通りである。

一、労災保険は、労基法に定められた使用者の災害補償責任を保険によって肩代わりするものである。労基法上の使用者責任の生ずる余地がない戦前の就労を原因とする疾病に対しては、労災保険適用の前例がない。二、労災保険は、使用者の納付する保険料を財源として、給付費をまかなっている。戦前の就労については、まだ労災保険関係が成立しておらず、従って保険料とを相等しくする保険原則からいつても保険給付をなすわけにはいかない、というものである。

この立法で使用者の災害補償義務が免責され、逆に労働者の権利が制限されるのはきわめて不合理。

三、労働者の疾病が業務に起因するものである以上、発病が遅れて新法が適用され、結果として使用者の補償責任が重くなつても受忍すべき。等、国の主張を全面的に退けた。

この闘いは、藤原精吉弁護士の指揮のもと、和歌山の化学労働者、地区労を中核に、多くの人々の心温まる支援によつて勝利をもたらした。

しかし、原告団の「判決を受け入れて欲しい」との切なる要望を拒否し、国は十一月二日、不當にも上告した

原告団は、小倉ノブさん九一才を最高に平均年令七八才である。

この立法で労働者が日本憲法下で労働者の権利を強化するために立法化されたものであり、「一日も早い救済を」



「勝訴」の墨書きを示す前村吉伸さんと田中ひでさん（大阪高裁前）

では、松岡三郎教授（明治大学）、

原一郎教授（関西医科大学）、桑原

昌宏教授（新潟大学）が意見書の提出など熱烈なる支援を寄せてくださいました。

毎日新聞 89.10.20
(和歌山版)

ほり・きゅう裁判

“ケイワン・腰痛の労災治療

半年から先は「私病・体質」”

による肩こりで
はないかといつ
たデタラメな証
言をおこなった。

次回は、反対

国側証人が東京地裁で証言

大阪

十一月七日

東京地裁において、針灸裁判の『出張』

法廷が開かれ、

被告・国側申

請の松元司

(東京労災病院整形外科部長)

に対する主尋問が行われた。

松元証人の都合に合わせ異例の出張尋問となつたもの。

まず、針灸の効果につい

ては、基本的には「効果がある」との証言を行つた。ただし、針灸を施す期間を

最長一年で十分というのである。しかし、なぜ一年でいいのかについての医学的根拠を示されなかつた。

それとは別に、そもそも頸肩腕障害・腰痛の労災治療は六カ月で十分、そちら先は「体質・私病」であると証言した。これが、松

東京地裁五〇一。

尋問、十一月八日午後一時から

有害ガス吸入による急性炎症

大阪

「補償」の約束つき出す

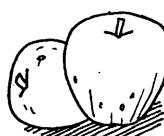
ユニオンひごろと安全セ

ンターは、Yさんに対する補償を求めて、Yさんを雇

用していたN興産と交渉を重ねてきた。YさんはN製

事現場から出る有害ガスを吸引し急性咽喉頭炎等に被災したもの。

被災当初、会社は労災を隠すため本人一割負担分は支払つたものの、健康保険で治療を受けさせるなどし



鋸板溶接・溶接作業者

のじん肺

南大阪

— 管理4の決定 —

港区に在住のAさんは、一九六一年から八〇年まで造船関係の機器製造に携わり、鋼板の溶断や溶接、さらには研磨仕上げなどの粉じん作業を行ったことから、じん肺に被災し、この程大阪労働基準局から「じん肺管理区分4」の決定を受けた。

Aさんは気管支炎の症状がひどいため、今年の十月に近所の松浦診療所に受診したところ、じん肺と診断され、十一月始めにじん肺法に基づく管理区分随時申

請を行った。その結果要療養の決定を受けたため、直

に造船不況でなくなつており、当時の賃金を証明する

しかし、Aさんは九年前に退職し、その会社もすでに造

り、当時の賃金を証明する額を決定することになる。

ちに最終の粉じん作業の職場であった、港区の造船関連機器製造会社の管轄である大阪西労基署に休業補償請求を提出した。

しかし、西労基署は今後本人からの聴取などの調査を行い、給付基礎日額を決定することになる。

迫つたのである。

相談を受けたユニオンひ

ごろとセンターは再三会社と交渉を重ねてきたが、会社側は「無理やり働かせたことはない」の一点張りでまったく誠意を見せていない。これまで会社周辺のビラを入れを行っているが、今後もこうした活動を強化しなければならないだろう。

Tさんは、今年三月K運送株の運転手として鋼材を運搬、荷おろし中に転落、腰部を打つ事故に見舞われた。医師は休業が必要であ

ると言っていたにもかかわ

自動車運転手の転落事故

今後も団交要求を!!

らず、会社側は補充がないのを理由に再三Tさんに出社するよう強要、Tさんも出社せざるを得なかつた。

しかし五月頃から症状が悪化し、休業に入るや退職を

ていた。また離職時には会社側は「退職金にはイロをつけるから」ともYさんに對して約束していた。にもかかわらずN興産側は、交渉の席で「労災とは認めていない」と会社の責任を否認してきた。

それに対し、Yさんが被災當時受診した耳鼻科の医師から得た「煙やガス等の刺激の強い物質を吸入したため」との診断書を会社側に提示し、会社の責任を追及。補償には応じるとの回答を引き出した。しかし額は提示されておらず、労災を隠してきた責任も認めていない。今後は、この二点を中心と交渉を進めていくこととなる。

柴田訴訟控訴審

大阪 原告側証人尋問 行われる

十一月十六日大阪高裁で、

いる。

出稼ぎ脳卒中労災の柴田訴訟控訴審の法廷が開かれた。

この裁判は、七九年二月に証人である岡山大学医学部の青山英康教授が証人席に

出稼ぎ先の大坂で道路工事中に脳卒中を発症し死亡した柴田さんの遺族が、天満

立場、労災認定の行政運用の中で循環器疾患について不當に厳しく扱われていること、一昨年十月に行われ

こと、昨年五月に行われた認定基準の改訂（発症直前から一週間前までに調査範囲を広げた）もその点を緩和するために行われたものであること、柴田さんの

発症も四日連続の深夜労働などの負担が大きく、これが認められないならば労働

基準行政を歪めることになるのではないかと証言した。特に、労基署側が柴田さんは三年前から出稼ぎに出でて不規則勤務をしているから慣れというものがあるのではないかと質問したのにではなかつて、青山教授は、有害作業には慣れというものがないから安全衛生規則で定められている特殊健診もだいたい半年に一回行うことになつていると反論した。

次回法廷は、鑑定書を提出する琉球大学教授の松沢俊久教授（前東京都老人研）の尋問が行われる。来年三月九日午後一時半から大阪高裁一〇〇七号法廷で開かれる。

不服として行政訴訟を起こしたもの。大阪地裁は、昨年五月十六日に、出稼ぎ労働者の劣悪な労働環境も広く認め、業務上災害として処分取消しの判決を下したが、労基署側が控訴したため高裁で引き続き争われて

いる。今後は、この二点を中心に交渉を進めていくこととなる。

がんばっていきます

(4)

全港湾大阪支部御船運輸分会

長距離トラック運転手もだまっちゃいない

システムだ。しかし、この往復を月に十回やるのがノルマということになるとどうだろう。月曜に大阪を出で火曜日に東京へ着き、その日に東

京を出て水曜日に大阪へ着く。これで三日間。それを十回ということになると三〇日間。つまり休みの日はなくなるわけだ。ところがこの御船運輸では、「責任運行制」という制度を決め、この十回が果たせないならば大幅な賃金の減額、つまり一運行当たりの単価が四万円からなんと二万円台にまで下がってしまう。つまり、労働者が最低限の十回をこなしきつ一日中自由な時間の取れる休みも取ろうとすれば、月曜日に大阪を出て水曜日に帰ってきて、家にも帰らずまたその日の夜に東京へ出

発する、つまり五日で二往復、七日で三往復というように、一週間も車の中でしか寝ていないというようなことをやらなければならないことになる。

そう考えながら、御船運輸の長距離運行の賃金早見表をみると、もつとびっくりする。十往復は最低限の「責任運行」で、なんと月に十三運行の場合までが示してある。十三運行と言えば、月のうち二六回夜中の高速道路を走っていることになる。もう労働者の、というか人間の生活ではない。

組合結成後
全分会員に嫌がらせ

東京・大阪間の一往復が四万円。日本通運、佐川急便などの下請けの運送会社である御船運輸株の給与計算の規定である。例えば、月曜日の夕方に大阪の集荷ターミナルで荷物をトラックに積込み、深夜に名神、東名道路を走って翌火曜日の朝には東京で降ろす。昼間は車の中で仮眠をとるなどして時間をつぶし、また夕方に東京で荷物を積込み、深夜に走って次の水曜日の朝には大阪で降ろす。その一往復で四万円ということがある。

そこが判りやすい賃金支払いの

所に詰めていた一週間、つまり賃金が一円もついていない一週間がぬけてしまっている。

労災の休業補償は、災害発生直前の三ヵ月の給与を合計し、その暦日数で割り給付基礎日額を決め、それに基づき支給する。だから、その三ヵ月の間に、不当労働行為による待機期間に入るならば、暦日数から控除しなくてはならないということになるだろう。しかし、会社側は各種手当の形の給与制の装いを崩してはいない。

給与明細書をもう一度見てみる。

今度は、今年九月で一身上の都合で退職した労働者の明細書である。社会保険や税金など控除の欄のなかで「ペナルティー」という項目があるて、二十五万円と書かれ、総支給額の四二万余りの給与が一四万にまで激減している。じつは御船運輸の規則で、退職するときには三〇日以上前もって労働者が予告しなければなら

ず、違反すると二五万円のペナルティーが課せられるというのである。

この労働者は分会員ではなかつたが、無茶苦茶な規則について抗議し、その後会社はさすがに撤回した。

もう一つ、控除に「親睦会費」という欄があり、千円を毎月引かれることになっている。ところがこの「みふね会」という親睦会とは、会社公認の高利貸しというところだ。月三分の利子で十五万円まで借りられるという。懷に余裕があり、会社に気にいられている人はこの親睦会に出資し、儲ける。逆に交通事故を起こし、車をつぶしたようなときは、「事故負担金」をとられ、金がなければこの「みふね会」から借りることになる。

自動車運転者の

労働条件改善へ一步づ

「今日出した荷物は明日着く」こ

どが常識になつた宅配便は、御船運輸のような下請け運送会社の無数の存在で成り立つてゐるというのが現状だ。労働省は今年二月に自動車運転者の労務改善基準を新たな告示として示したが、実際にはこの基準をほとんどの業者がすり抜けているとすることが現状だ。徹底的に出来高払い制の賃金を追求し、事故が起ころうと、労働者が身体を壊そようと、何があつても会社は損をしない。陸上運送労働者の労働条件をかち取つていく闘いは極めて困難な壁が立ちはだかっている。しかし、「こんな非人間的なことがあつていいのか」という全港湾大阪支部御船運輸分会の主張は、その壁を崩すためのまず第一歩といふことができるだらう。

ノイローゼの病気の話

(6)

ノイローゼについて—— 小川・渡辺診療所 渡辺 折口 雄

いわゆる精神病と「ノイローゼ」はどうちがうでしょうか。ふつうはノイローゼは軽い病気であり、なりやすく、また精神病は重い病気で一度かかると治る見込みがないと考えられるがちです。しかし実際はすこ

たないうちにきれいに治って、ほとんど元の健康な生活にもどる人もいます。

ノイローゼの具体的な例をあげてみましょう。

しちがいします。ノイローゼ（神経症というのも同じ意味です）にかかっている患者さんの苦痛はけつして精神病の患者とくらべて軽いというわけではありませんし、治療もなかなか時間がかかることが多いのです。

一方、精神病といわれる病気の中には、非常に激しい興奮状態におちいり、一時はどうなることかと周囲の人をハラハラさせながら一ヶ月もた

ある主婦の場面

—— 不安神経症

ある主婦の場合。あるとき、ちょっとしたきっかけで、自分の心臓がドキドキしているのに気がつき、どうなるのではないかと急に激しい不安におそわれたことがあります。それから後にしばしば心臓がとまるのではなく、心臓がとまるの

になります。これまでの経過から結局なにごとも起きないとわかつていながら、つい救急車をよんで病院にかけこんだりします。もちろん心電図をとっても、いろいろな検査しても何も異常がみつかりません。こうした状態を不安神経症あるいは心

気神経症とよんでいます。

対人恐怖症

またある会社員は、人の前に立つと非常に緊張してしまい、赤面してしまうのではないかという不安がつよく、このために人前にでることができなくなってしまった。赤面したり声がうわずったりして、はづかしい思いをするのではないかといふことが心配で人の集まるところをさけるようになります。しかし、いつも人をさけることもできませんから、本人はたいへん苦しむことになります。こういう場合は、対人恐怖あるいは赤面恐怖という病気が考えられます。

またある人は、次のようにうつたえます。「戸締りやガスの元栓を切ったかをたしかめるのに時間がかかる。何回も何回も確かめないと、気がすまない。そんなに何回もしなくともよいということはわかっているのに、何回も何回も手を洗わないと、気がすまない。手の皮が赤くなつて痛いのにまだ洗い続けたり、入浴も一時間も二時間もかかるのでつらい」と。こうした人は、自分でも「ばかりしい、そこまでしなくてもよい」とわかっていないがら、確認行為からのがれることができないというのが特徴で、強迫神経症といいます。

その他にも、いくつかの神経症のタイプがありますが、共通する特徴は、みずから悩み、なんとかしたいと思つてゐることです。また、自分のしていることが常識的な考え方では不合理・不必要的心配であることは十分承知しています。精神病の場合には、たとえば被害妄想のさなかにあるときには、自分の状態が病的であるとはおもえず、治療に消極的に

「そこまでしなくてもよいということはよくわかっているのに、何回も何回も手を洗わないと、気がすまない。手の皮が赤くなつて痛いのにまだ洗い続けたり、入浴も一時間も二時間もかかるのでつらい」と。

なつたり治療は要らないと考えたりします。

神経症の治療にはいろいろあります。神経症のなりたちについて、幼少時のとくに性的な体験に注目して「抑圧」という心のメカニズムから病気を理解する立場があります。ご存じのフロイトの精神分析の理論です。対人恐怖については、その病前性格に注目して一定の方法で自覚をうながしていく森田療法という治療法があります。その他さまざまな心理療法やトレーニングの方法があります。薬物療法も併用しながら治療をすすめます。次回には、こうした治療の方法と考え方について、もう少し紹介することにします。



十月の新聞記事から

十一

大阪労働基準局の調査によると、府内の労災死亡事故が頻発している。八月末までの労災死者数は東京と並ぶ九十五人で全国一位の記録、うち建設業が四十四人と全体の四六・三%を占め昨年同期より一〇%増。中高年の死者の多さと事故防止対策の甘さが浮きぼりに

十二

試験工場で性能試験中の機械が爆発、社員ら三人が負傷（奈良）

十三

職場の過密、長時間労働が原因で過労死したとして郵便局副課長の遺族が名古屋地裁に訴えていた事件で、判決は原告の主張をほぼ認め国側に遺族補償の支給を命じた

十四

船舶用救助信号弾の解体作業中、突然信号弾が爆発、約七百本が誘爆、作業場も燃え、一人が即死、三人が火傷の重軽傷（埼玉）

十五

アスベストの代替品として注目される非アスベスト材も、繊維の長さによってはアスベスト同様、悪性中皮腫を引き起こすことが、労働省産業医学研究所の研究で明らかになり、代替品の慎重な使い方が重要に

十九

マンガン製鍊工場の元従業員ら五人が「マンガン中毒」とじん肺にかかったのは、国の労働安全の指導行政にも手落ちがあつたため」と国を相手取り損害賠償を求めた「大東マンガン訴訟」の上告審で、最高裁は国の責任を認めず原告の上告棄却の判決

二十

阪神高速道路で、遮音板清掃作業のため走行車線に駐車中の作業車四台の列に、大型トラックが追突。作業車は次々に玉突き衝突し八人が車にはされ、一人死亡、七人が重軽傷（豊中）

二十一

国の労働行政を根本から問い合わせた「ベンジン訴訟」が大阪高裁でも原告全面勝訴判決（本文記事参照）

二十二

貨物船の機関室内でエンジンが爆発、一人が死亡、一人が軽傷（横浜）

二十三

アスベストの原料となる蛇紋岩の採掘所とアスベスト工場があつた熊本県松橋町で、肺がん検診を実施したところ、四十才以上の四〇%以上の人々に、胸膜などの異常がみつかる

労災が危ない

書籍紹介

—わたしたちの坦誠三日—
予約受付中
定価一九〇円
労災補償研究会編
東研出版

一九八九年年末カンパへのご協力のお願い

常日頃の、当関西労働者安全センターに対する、ご指導ご支援に対しまして心よりお礼申し上げます。

さて、一九八九年は、昨年八月に発表された労基法労災保険法の抜本改悪案＝労基研「中間報告」の法案化阻止にむけた闘争が全国的に盛り上がり、とりわけても関西では労基研メンバーの西村京大助教授や下井神戸大教授との討論会を継続し、「中間報告」の棚上げの大きな起動力となることができました。

しかし長期被災者の切り捨てと給付水準の引下げが労働省にとって最も重要な課題であることはかわりません。これに加えて労働省は、昨年安全衛生法を改正し、健康保持の義務を労働者に課しつつ、多様化・流動化する労働現場への労働者の適応力を確保しようとしています。今年はいわゆる「過労死」問題が世論の注目を集めましたが、労働者の命と健康をむしばむ要因は、これまでにもまして職場に浸透しているかのようです。

当センターは、先に述べた労災保険法改悪阻止の闘いや針灸打ち切り訴訟への支援、未組織労働者の労災相談、VDT労働などの職業病対策など多くの課題に積極的に取り組んできました。今後もさらに問題解決能力をそなえた安全センターたるべく専心していく所存です。

しかしながら、そうした運動の財政的基盤はといえばまだ不安定な状態を脱するに至っておらず、皆様の資金援助を仰がねばならないのが実情です。つきましては、趣旨ご理解の上、年末カンパへのご協力をお願い申し上げます。

関西労働者安全センター運営協議会

議長 山本 敬一

季刊 労働者住民医療 購読案内

季刊「労働者住民医療」は、労災職業病運動に取り組んでいる全国の医療機関・医師を中心とした組織である労働者住民医療機関連絡会議の機関誌で、年4回発行されています。他に、会員を対象とした「会報・労住医連」も毎月発行されており、医療関係者の場合は会員（一口5000円／年間）になると会報・機関誌の両方が無料となります。

季刊「労働者住民医療」はたんに医療問題だけでなく、労災職業病全般を対象とした全国唯一の雑誌であり、労組や活動家諸氏が広く購読されることをお勧めします。お申し込みは、電話か葉書で事務局まで。

労働者住民医療機関連絡会議

〒550 大阪市西区新町2-19-20西長堀ビル404

TEL(06)531-4706, FAX(06)536-1995

部数	講 読 料
1	3000円／年
2	5500円／年
3	7500円／年
4	9000円／年
5	10000円／年
6部以上1部	2000円